

議案第 1 号

次期沖縄県教育振興基本計画策定方針について

以下の理由により、次期沖縄県教育振興基本計画策定方針案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

本県教育の施策に関する基本的な計画として平成24年度に策定された、現行の沖縄県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）は、その計画期間を令和3年度までの10年間としている。このため、令和4年度以降の新たな基本計画を策定するために、その策定方針を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

○教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○沖縄県教育振興基本計画（平成24年7月策定）抜粋

4 教育振興基本計画の計画期間

この計画の期間は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に準じ、平成24年度を初年度として、平成33年度までの10年間とする。

次期沖縄県教育振興基本計画策定方針（案）

令和2年〇月〇日

1 策定の目的

本県教育の施策に関する基本的な計画として平成24年度に策定された、現行の沖縄県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）は、その計画期間を令和3年度までの10年間としており、令和4年度以降の新たな基本計画の策定が必要となっている。

このため、現行の基本計画を総括し、その成果と理念を継承しつつ、新しい時代における教育施策の在り方を示し、本県教育の振興を期すことを目的として、新たな基本計画を策定する。

2 基本計画の性格

- (1) この基本計画は、大きな時代の転換期の中で、教育をめぐる諸課題の解決を図り、新しい時代における本県教育の在り方についての視点と方向性を示すものである。
- (2) この基本計画は、「沖縄21世紀ビジョン」が掲げる将来像の実現に向けて策定される「新たな振興計画」を踏まえた計画の一つとして、教育分野における施策の展開を図るものである。
- (3) この基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本県教育の振興に関する基本的な計画として策定するものであり、教育行政運営の基礎となるものである。
- (4) この基本計画の対象範囲は、県教育委員会が所管する事項及び私立の幼稚園等・小学校・中学校・高等学校とし、本県教育の在り方について広く県民の理解と協力を求めるものである。

3 基本計画の構成

この基本計画は2部構成とする。

第1部は、総論として本県の教育を取り巻く状況や課題を明らかにし、本県が目指す教育の在り方を示す。

第2部は、各論として本県が目指す教育の実現に向けた具体的な施策の展開を示す。

4 基本計画の期間

この基本計画の計画期間は令和4年度から10年程度とする。ただし第2部については、点検や見直しを図るため、「新たな振興計画」に係る実施計画の策定方針に基づき計画期間を定めるものとする。

5 策定方法

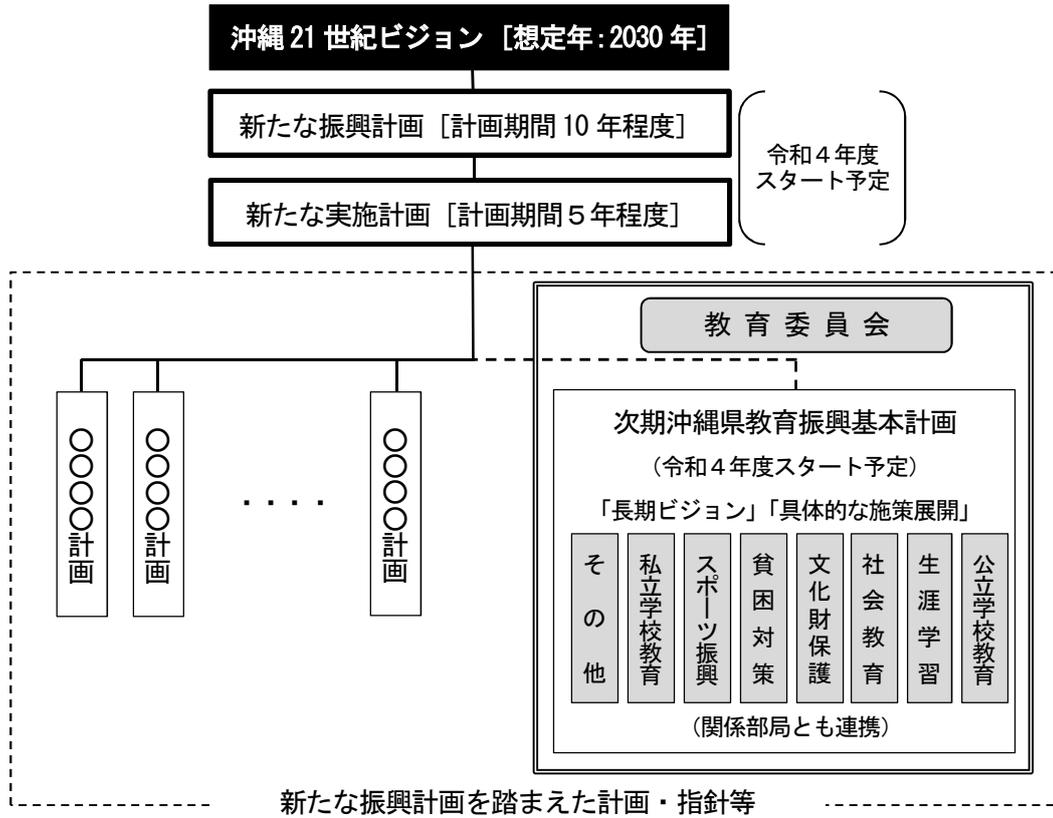
- (1) 「新たな振興計画」及びその実施計画の策定方針を踏まえて策定にあたる。
- (2) 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌する。
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、県の総合教育会議において策定される「沖縄県教育大綱」との整合性を図る。

- (4) 現行基本計画総点検の結果を反映させるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「沖縄県教育委員会の事務の点検・評価」の内容も参酌する。
- (5) 本県の教育施策に対する県民の評価を把握し、次期計画に向けた基礎資料とするため、教育施策に関するアンケート調査を実施する。
- (6) 「沖縄県教育振興基本計画検討委員会（仮）」を設置し、県内各界からの意見を聴取するとともに、意見公募（パブリックコメント）を実施し、広く県民から意見を聴取する。
- (7) 「関係課連絡会議」を設置し、知事部局との連絡・調整を行う。
- (8) 知事部局が所管する事項に関しては、各関係部局において調査審議し、内容を決定する。
- (9) 県教育委員会会議において最終計画案を承認した後、教育長決裁をもって決定する。

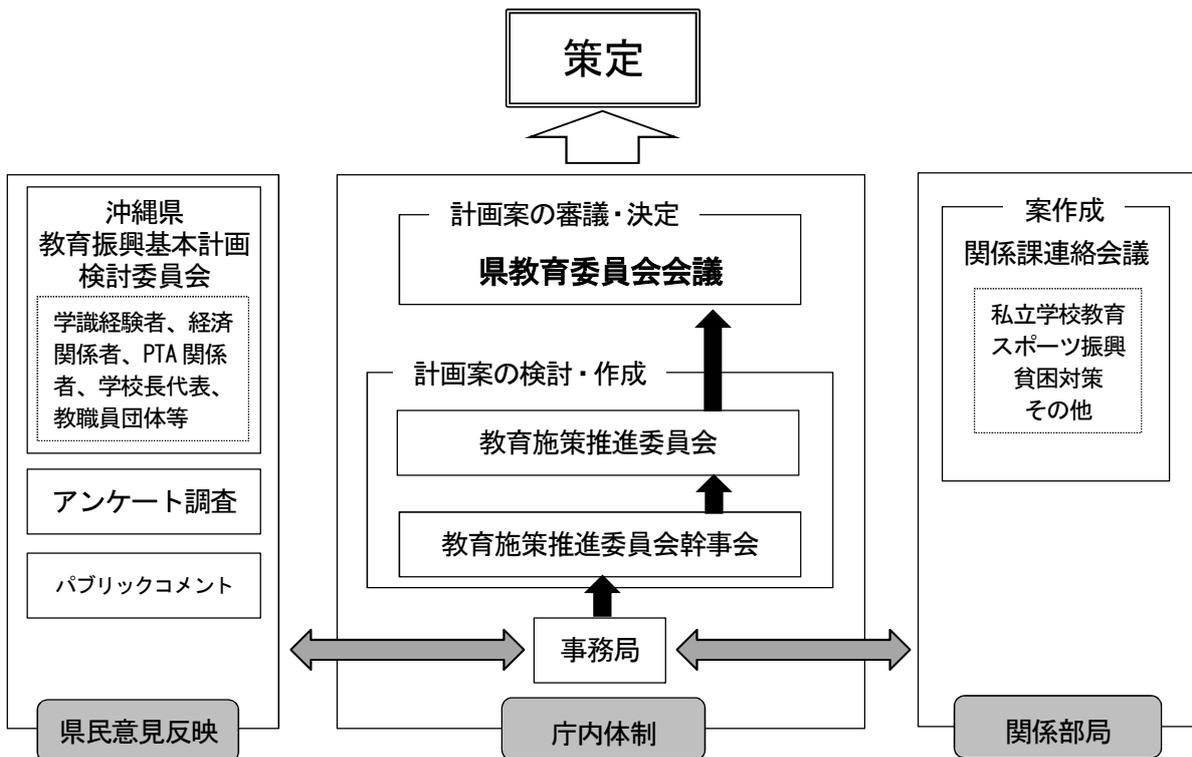
6 その他

この方針に定めるもののほか、基本計画の策定に関し必要な事項は、教育長が定める。

(参考 1 : 次期計画の位置付け)



(参考 2 : 策定体制)



(参考3：次期計画の構成)

